

○愛南町合宿誘致補助金交付要綱

平成18年12月26日

告示第117号

改正 平成22年8月31日告示第51号

平成26年5月1日告示第30号

令和4年7月1日告示第30号

令和5年3月31日告示第30号

(趣旨)

第1条 この告示は、本町におけるスポーツ、文化活動等の合宿の誘致を推進するため、町内で合宿を実施する団体に対して予算の範囲内において合宿誘致補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、愛南町補助金等交付規則(平成17年愛南町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

- (1) スポーツ技術の向上、文化活動の促進等のために実施する合宿(以下「合宿」という。)を町有及び南レク株式会社所有のスポーツ・文化施設で行うこと。
- (2) 合宿期間中の全ての日程において、町内の宿泊施設で宿泊すること。
- (3) 1回の合宿における総宿泊数(合宿の参加人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。以下同じ。)が20泊以上であること。

(補助対象団体)

第3条 この告示により補助金の交付を受けることができるものは、町外に所在する小・中学校、大学、大学内サークル等の団体(以下「団体」という。)とする。

(補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額は、総宿泊数に2,000円を乗じて得た額(以下「宿泊費助成金」という。)に、第3項又は第4項のいずれかの規定による交通費助成金の額を加えた額とする。ただし、他の助成金の交付を受けた場合において、補助金の額から他の助成金の額を控除した額(以下「他の助成金適用額」という。)が本文の規定により算定した補助金額未満のときは、他の助成金適用額とする。

2 前項本文の規定による宿泊費助成金の1団体当たりの限度額は、40万円とする。

- 3 団体所有の車両(団体の構成員が所有する車両を含む。)を使用して合宿を行う団体に対して、次の表のとおり団体の所在地から愛南町役場本庁舎までの往復の距離数に応じて交通費助成金を交付する。

距離数(往復)	交付額
150km未満	5,000円
150km以上300km未満	10,000円
300km以上450km未満	15,000円
450km以上600km未満	20,000円
600km以上750km未満	25,000円
750km以上900km未満	30,000円
900km以上1,050km未満	35,000円
1,050km以上1,200km未満	40,000円
1,200km以上1,350km未満	45,000円
1,350km以上	50,000円

- 4 合宿に使用する車両を借り上げた団体に対して、車両借上げ料に2分の1を乗じた額を交通費助成金として交付する。ただし、算出した交通費助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。
- 5 前項の規定による車両借上げに伴う1団体当たりの交通費助成金の限度額は、10万円とする。

(補助対象年度)

第5条 補助対象期間は、単年度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、1回の合宿が複数年度にわたり実施される場合の補助対象年度は、当該合宿の初日の属する年度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、原則として当該申請に係る合宿の初日から起算して30日前の日までに、合宿誘致補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 合宿日程表(様式自由)
- (2) 第4条第4項の規定による交通費助成金に係る見積書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の適否を決定したときは、合宿誘致補助金(交付・不採択・変更・中止)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体(以下「補助事業者」という。)は、第6条の規定により提出した書類の内容の変更(ただし、補助金の交付決定額が既に補助金の限度額に達しており、書類の内容の変更によりその額の変更がないと見込まれる場合を除く。)をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、合宿誘致補助金交付(変更・中止)申請書(様式第3号)のほか、町長が必要と認める書類を添えて提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請に基づき交付決定を変更するときは、合宿誘致補助金(交付・不採択・変更・中止)決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して14日以内に、合宿実績報告書兼請求書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 合宿参加者名簿兼宿泊証明書(様式第5号)
- (2) 宿泊施設及び第4条第4項の規定による交通費助成金に係る領収書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 町長の承認を受けずに補助事業の重要な変更を行い、又は補助事業を中止したとき。
- (2) 規則第16条各号のいずれかに該当するとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助事業者が補助金の交付後に規則第16条各号のいずれかに該当するときは、補助事業者に補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成22年8月31日告示第51号)

この告示は、平成22年9月1日から施行する。

附 則(平成26年5月1日告示第30号)

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

この告示は、令和5年4月1日から施行する。